別記様式第９号

交　　　換　　　契　　　約　　　書

　沖縄県国頭郡本部町（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、相互にその所有する物件の所有権を移転する目的をもって、次の条項により交換契約を締結する。

　　（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

　　（交換物件）

第２条　交換物件は、次のとおりとする。

　　（１）　甲が交換に供する物件（以下「渡財産」という。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 地　番 | 地　　目 | 地　　積 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

　　（２）　乙が交換に供する物件（以下「受財産」という。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 地　番 | 地　　目 | 地　　積 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

　　（所有権の移転及び登記）

第３条　交換物件の所有権は、本契約を締結した時にそれぞれ相手方に移転する。

２　　乙は、本契約締結の際にあらかじめ受財産の所有権移転登記の嘱託に必要な登記承諾書等を甲に提出しなければならない。

３　　渡財産の所有権移転登記は、受財産の所有権移転登記と同時に甲が行うものとする。

４　　前項に規定する所有権移転登記に要する登録免許税等のすべての必要経費は、乙の負担とする。

　　（物件の引渡し）

第４条　甲乙両者は、前条第１項の規定により、交換物件の所有権が相互に移転したときに引き渡す。

２　　甲乙両者は、前項の規定により物件の引渡しを完了する時までは、相互に善良な管理者としての注意義務をもって、相手方の所有となる物件を無償で保管するものとする。

　　（危険負担）

第５条　本契約締結の時から交換物件の引渡しの時までにおいて、受財産が甲の責に記すことのできない事由により滅失又はき損したときは、その損害は乙の負担とする。

２　　本契約締結の時から交換物件の引渡しの時までにおいて、渡財産が乙の責に記すことのできない事由により滅失又はき損したときは、その損害は甲の負担とする。

（かし担保の責任）

第６条　乙は、本契約締結後において、渡財産に数量の不足その他かくれたかしのあることを発見しても価格の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

　　（契約の解除）

第７条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

　　（損害賠償）

第８条　乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

　　（契約の費用）

第９条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

　　（疑義の決定）

第１０条　本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

　　（裁判管轄）

第１１条　本契約に関する訴えの管轄は、沖縄県国頭郡本部町の所在地を管轄区域とする沖縄地方裁判所とする。

　上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖縄県国頭郡本部町

甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本部町長　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　[実印]